

注記（連結）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
- ②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

なお、一部の連結対象団体（会計）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のないもの・・・・・・・・・・取得原価
- ②出資金
 - ア 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①原材料、商品等・・・・・・・・・・先入先出法による原価法
- なお、一部の連結対象団体（会計）においては、最終仕入原価法による原価法としています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年～50年
工作物	8年～60年
物品	2年～18年

ただし、一部の連結対象団体においては、定率法を併用しています。

- ②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
・・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

ただし、一部の連結対象団体においては、所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産を、リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法により減価償却しています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

- ・未収金及び長期延滞債権（貸付金に係るものを除く）については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ・貸付金並びに貸付金に係る未収金及び長期延滞債権については、未納発生率により徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の会計においては、貸倒実績率等により計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（ただし、一般会計においては中野市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体

全体財務書類の対象としている会計に加え、以下の団体を連結対象としています。

団体	区分	連結の方法	比例連結割合
北信広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	42.44%
長野県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.84%
長野県地方税滞納整理機構	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.708%
岳南広域消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	70.9%
北信保健衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	48.6%~61.9%
長野県市町村自治振興組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.18%~4.52%
長野県県民交通災害共済組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.075%
中野市土地開発公社	地方三公社	全部連結	-
一般財団法人 信州なかの産業・観光公社	第三セクター等	全部連結	-
株式会社 斑尾	第三セクター等	全部連結	-
社会福祉法人 中野市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方三公社は、全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

中野市公共用地等取得及び処分審査委員会において、売却又は貸付の方針としたもの

イ 内訳

・土地 一 円 （ 一 円）

売却可能価額は、令和5年3月31日時点における路線価等により評価しています。

上記の（一円）は、貸借対照表における簿価を記載しています。